広島県告示第九百四十一号

を開始する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用

令和七年十一月十日までの間、縦覧に供する。その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所において、

令和七年十月二十七日

広島県知事 湯 﨑 英 彦

県道百谷新市線	路線名
福山市新市町大字戸手三三二三番一地先まで福山市新市町大字戸手三三二三番一地先から	供用を開始する区間
令和七年一○月二七日	供用を開始する日